

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

令和4年6月3日

千葉県館山市長 金丸謙一

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託業務名 | 市道 8043 号線 除草等管理業務委託 |
| (2) 委託業務箇所 | 館山市 稲 地内 |
| (3) 履行期間 | 契約日から令和4年8月31日まで |
| (4) 業務概要 | 除草等管理業務
市道8043号線
・左側 A=4,547㎡
・左側(植栽帯) A=158㎡
・右側 A=2,903㎡
合計 A=7,610㎡ |
| (5) 予定価格 | 非公表 |
| (6) 最低制限価格 | なし |
| (7) 入札方式 | 制限付一般競争入札（電子入札・事後審査方式） |

2 入札参加資格要件

- (1) 公告日現在、令和4・5年度館山市入札参加適格者名簿に、委託の営業種目「緑地管理・道路清掃」→「除草・緑地管理」で掲載されている者
- (2) 館山市内に本社・本店のある者
- (3) 当該業務の入札開始日から開札日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 設計図書の縦覧等

- (1) 縦覧場所 ちば電子調達システムの「入札情報サービス」
- (2) 縦覧期間 令和4年6月3日（金）から
令和4年6月15日（水）まで
- (3) 質問方法 質問がある場合は、書面により提出すること。
 - ア 提出期限 令和4年6月8日（水）午後5時00分まで

- イ 提出先 末尾記載の業務担当課
ウ 回答方法 令和4年6月10日（金）までに、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」で公表する。

4 入札期間及び方法等

- (1) 入札期間 令和4年6月13日（月）午前9時00分から
令和4年6月14日（火）午後5時00分まで
(2) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
(3) 提出書類 入札書（電子入札システムにより作成）
(4) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 開札

- (1) 開札予定日時 令和4年6月15日（水）午前9時40分
(2) 開札場所 館山市役所2号館1階 管財契約課

6 資格審査及び落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査方式であるため、予定価格の範囲内の最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
(2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。
(3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メールによる提出も可）
①「制限付一般競争入札（事後審査型）資格確認申請書兼誓約書」（以下「申請書」という）
(4) 落札決定は、原則として開札日から3日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

7 入札後の辞退方法

開札日当日に都合により辞退を希望する場合は、開札時刻までに辞退届を提出すること。この場合の辞退届の提出は紙に限られるため、管財契約課内に待機スペースを設けるので、6月14日（火）午後5時までに「電子入札開札立会申請書」を契約係に提出すること。なお、スペースの関係上、1業者1名とする。

8 入札保証金 免除する。

9 契約保証金 免除する。

10 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札など、館山市電子入札約款第7条に該当する入札は無効とする。

11 留意事項

- (1) 入札参加者がいない場合を除き、入札は執行するものとする。
(2) 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(3) 提出された申請書及び添付書類は、提出者に無断で使用しない。
(4) 提出された申請書及び添付書類は、返還しない。

12 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、館山市電子入札約款及び館山市電子調達システム運用基準

並びに館山市財務規則を適用する。
(2) 問合せ先は次のとおりとする。

<契約・入札担当課>

館山市総務部管財契約課契約係

電話 0470-22-3296 (直通)

E-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp

<業務担当課>

館山市建設環境部建設課維持係

電話 0470-22-3637 (直通)

E-mail kensetuka@city.tateyama.chiba.jp